

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 令和6年10月21日（月）16時17分～17時06分
- 2 場所 永田町合同庁舎1階 第1共用会議室（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

座長	中川 雅之	日本大学経済学部教授
座長代理	落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策研究所所長・シニアパートナー弁護士
委員	菅原 晶子	公益社団法人経済同友会常務理事
委員	堀 天子	森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士
委員	堀 真奈美	東海大学健康学部教授

<関係省庁>

安掛 真一	財務省 主税局税制第二課 主税調査官
田所 一洋	財務省 関税局業務課 課長補佐
渡邊 淳平	国税庁 課税部酒税課 企画調整官

<自治体等>

長澤 未来	神奈川県 政策局いのち・未来戦略本部室 連携調整担当課長
勝俣 直子	神奈川県 政策局いのち・未来戦略本部室 企画グループ グループリーダー
中島 光太	神奈川県 政策局いのち・未来戦略本部室 企画グループ 副主幹
玄 成秀	株式会社Agnavi 代表取締役
陳 韋仁	台雲酒造合同会社 代表社員
杉山 泰成	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 パートナー／弁護士
辻本 直規	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 カウンセラー／弁護士
金子 祥悟	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 アソシエイト／弁護士

<事務局>

河村 直樹	内閣府 地方創生推進事務局 次長
-------	------------------

安楽岡 武	内閣府	地方創生推進事務局	審議官
水野 正人	内閣府	地方創生推進事務局	参事官
佐藤 弘毅	内閣府	地方創生推進事務局	参事官

(議事次第)

- 1 開会
 - 2 議事 日本酒の輸出拡大に向けた規制緩和
 - 3 閉会
-

○水野参事官 長らくお待たせいたしました。それでは、もう時間も過ぎておりますので、本日の国家戦略ワーキンググループヒアリングを開始したいと思います。

本日の議題ですが「日本酒の輸出拡大に向けた規制緩和」ということで、神奈川県様、台雲酒造合同会社様にオンラインで、株式会社Agnavi様とその関係者の皆様、財務省様、国税庁様に会場にて御出席をいただいております。

本日の御提案者である株式会社Agnavi様から会社と契約関係にあり、本件についても相談に応じておられる西村あさひ法律事務所から弁護士の方々を会場にお二人、オンラインでお一人、本ヒアリングへの同席希望のご連絡をいただいております。ワーキンググループの運営細則上、有意義な議論に資すると見込まれる場合は、提案者及び関係省庁以外の同席も認めることができると定めております。事務局といたしましては株式会社Agnavi様のこのお申し出はこの項目に該当し、同席いただいても差し支えないと考えますが、中川座長、よろしいでしょうか。

○中川座長 差し支えないと思います。

○水野参事官 ありがとうございます。

本日の資料でございますが、神奈川県、株式会社Agnavi、台雲酒造合同会社、財務省から御提出いただいております。資料及び議事につきましては公開予定です。

本日の進め方ですが、資料の説明を初めに神奈川県、そして、株式会社Agnaviから5分程度、次に台雲酒造合同会社から5分程度、そして、財務省から5分程度、最後に国税庁から5分程度で行っていただきます。その後、委員の方々による質疑に移りたいと思います。

それでは、中川座長に議事進行をお願いいたします。

○中川座長 それでは「日本酒の輸出拡大に向けた規制緩和」に関する国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを始めます。

関係者の皆様は御参加ありがとうございます。時間が押してしまって申し訳ありません。

それでは、早速神奈川県、続けて株式会社Agnaviから御説明をお願いいたします。

○長澤連携調整担当課長 神奈川県のいのち・未来戦略本部室の長澤と申します。今日はお時間をいただきましてありがとうございます。提案の内容の説明につきましてはAgnavi

のほうからお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○玄代表取締役 株式会社Agnaviの玄と申します。今回は貴重なお時間をいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、本題のほうに移らせていただきます。今回我々は日本酒の輸出拡大に向けた課題について御提案申し上げます。弊社は1合180ミリリットルの日本酒ブランドを通じて日本酒業界の流通構造改革を行うスタートアップ企業です。事業開始から3年半で全国100以上の蔵元と協業し、世界中各国へ輸出します。コロナ禍の緊急事態宣言時の蔵元の在庫増加に伴う全国56蔵を支援する日本酒プロジェクトというものを立ち上げ、その際に、昨今のライフスタイルの変化に伴う日本酒の瓶流通の限界を感じ、業界の流通構造改革を目的とした本事業を開始しました。

弊社株主は、こちらの1ページ目にもありますとおり、各分野のファーストTierの企業です。特に東洋製罐グループホールディングス社とは資本業務提携を行っており、国内初の自動製罐技術及び世界でも唯一の彼らの総合容器メーカーとしての知見が弊社の新興企業としての勢いと絶妙に絡み合うことで地域市場の拡大に寄与していることを日々感じています。

また、政府も掲げる2030年の5兆円の輸出目標を達成すべく、オールジャパンでの取組として事業者のみならず県庁や市町村の連携をまさに行っており、政府の輸出促進の対策委員会等にも2023年、24年に二度ほど登壇しています。

我々日本酒業界の課題として消費量が50年前から77%減少していること、瓶不足があること、既存流通における限定的な市場及び蔵元の設備更新などの点から日本酒業界の存続の重要な転換点を現在迎えていると感じています。特に輸出時の瓶利用は瓶不足を加速させることや昨今のEUではリユースできない輸入の利用規制などが2030年より強化されるという方針が出ていることから、日本酒における缶利用のニーズは高まっていると感じます。

弊社のビジネスモデルは、この資料の右側にもありますとおり蔵元からタンクでまとまった量の日本酒を購入し、これを缶充填し、取引先へ販売を行っています。既存の商慣習にもまれながらも事業開始から年間成長率250%を維持し、事業を急拡大しています。

2ページ目では本課題と実現したい内容について述べております。現状、弊社はこのスキーム1で取引を行っています。これは日本酒を蔵元から課税された状態で購入し、弊社充填工場で充填して輸出するものです。

本スキームの課題としましては既に日本酒が輸出納付済みであり、輸出に伴って還付を受ける手段が現在ございません。そのため、日本酒を取引するに当たっての相当分のコストとして転嫁されることが輸出促進における阻害要因となっている現状です。実際に酒税額は1リットル当たり100円という形で納付する形が取り決められており、一升瓶1.8リットルの平均小売価格は2,000円という市場価格となることから、この9%に当たる180円が実際の納付額として充てられます。例えば600万本を輸出するとなりますと、本来事業の資

金として充てられて還付されるべき納税額が年間1億円を上回るような試算となります。

次にスキーム2です。こちらは①と同様に日本酒を蔵元より課税された状態で購入し、充填を行います。その後は個別蔵元へ物理的に戻した後、それを蔵元より輸出免税した状態で再度輸出します。本スキームにおきましては未納税移出の体裁を整えるためだけに蔵元に返品を行うため、その移送に伴うコスト、時間、手間を要し、上記スキーム1の方法よりも実コスト負担が多いという課題がございます。

これらの点を踏まえまして今回実現したい内容は、酒類の充填等の加工を行う業者が加工した酒類を、製造場を物理的に通過しなくても酒税の免税を受けられて、直接的に輸出ができるスキームを構築し、輸出業務の簡素化を行いたいというものです。これまで国税庁からも本課題の解決案等をいただいておりますが、事業者の立場として採用が難しくお見送りになったため、本戦略特区への御提案に至りました。

最後に、本件は業界の主要な方々からも賛同書という形でいただいております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○中川座長 ありがとうございます。

続きまして、台雲酒造合同会社から御説明をお願いします。

○陳代表社員 初めまして、台雲酒造合同会社代表社員の陳と申します。

弊社は2021年に島根県の出雲市にて台湾人が輸出免許を取得して創業して、全国唯一の輸出専門の清酒蔵になります。主に台湾と香港に輸出しています。世界各国の清酒コンテストにも多数受賞しています。

今日提出する事案なのですけれども、EMSを用いて酒類輸出の免税に関しての件です。弊社は普通の輸出以外にホームページで直接お客さんの注文を受けてEMSで輸出することも多くあります。現状、輸出免税に非常に手間がかかるやり方をしていますので、まず、EMSの発送票を作成して、免税付表を作成して税関に持ち込んで商品の現物確認をして、それで発送して、引受票を確認して、さらに免税付表に印鑑を押して、それをもって酒税の免除の帳票登録が必要となります。

一番大きな課題は、税関は必ずしも酒造の近くにあるわけではないです。弊社の場合で境港の税関まで行かないといけないので片道で52キロなのです。実際の発送は片道で100キロ以上なのです。毎回注文を受けて100キロ走って発送するのはあまりにも非効率ですから、現在は輸出にもかかわらず酒税を払っている状態なのです。主に台湾ですけれども、輸出先の税関でさらにお客さんが課税されて、まさしく二重課税状態なのです。その解決に当たっても、EMSの発送に関してもインボイスを添付して酒の容量とかアルコールも全部記録が残されているので、さらに郵便局のホームページにも酒はどこに行っているか、どこを通過したかが全部記録されているのです。だから、その辺に関しては一つの輸出の記録として残される参考になりませんかという提案です。

3ページ目以降の参考資料を御参考していただくと、分かりやすく記録が残されています。

以上、簡単な説明です。お願いします。

○中川座長　ありがとうございました。

続きまして、財務省から御説明をお願いいたします。

○安掛主税調査官　財務省主税局で主税調査官をしております安掛と申します。どうぞよろしくお願いします。

それでは、Agnavi、それから、台雲酒造から御提案されている関係の酒税の制度について御説明したいと思います。

御提案の中身は未納税移出制度、戻入れ控除制度、輸出免税制度に関するものでございましたので、この3点につきまして概要、それから制度の趣旨を御説明したいと思っております。

まず、1 ページ目、未納税移出制度でございます。酒税につきましては酒類の製造場からの移出等の際に納税義務が発生すること、制度上、移出課税と言っておりますけれども、いわゆる商流の最上流だけで、製造場だけで課税が完結する、そういった効率的な税制を採用しています。公平・中立・簡素の中でも簡素な税制となっております。そういった仕組みの中でも例外として、その製造場から移出はしているのですけれども、酒税の転嫁が可能な状態に達していないと考えられる一定の場合に限りまして、課税関係が最上流で完結してしまいますので、その後で再度課税する仕組みがないものですから、そこできちんと厳格な手続の下で酒税を免除するという仕組みが取られておりまして、この制度に対する御提案なのだろうと承知しております。

御提案の中身に出てきますのは、まさに表の中での2 というところ、輸出業者が輸出するための酒類と考えておりますけれども、その中身がどこまで厳格に確認できるかどうかというところだと思っております。

一番下にあります要件の中には、税率の適用区分、区分ごとの数量といったものを出す側、受け入れる側、この場合、もし、受け入れることになるとすればAgnaviだと思いますけれども、そういったところが相互に客観的事実をもって確認できる方法が前提の厳格な仕組みを設けております。

2 ページ目は戻入れ控除の話、先ほどの御提案2 のほうにありました、わざわざ戻し入れているというところでございます。なぜそういった場合には税が還付や控除されるのかという点ですけれども、製造場から移出された酒でありまして、品質劣化等により酒蔵に1 回戻ってくることがございます。そうしますと、課税移出がなかった状態と同じ状態に戻る、元の状態に戻るわけで、課税関係がなかったこととなりますので、その分の税額を、元々納税していただいた納税義務者である製造者に税を控除、もしくは還付するという仕組みになっております。

※にありますとおり、再度製造場から移出した場合には二重課税になりますので、その場合には税が控除されるという二重課税の排除といった趣旨もございます。

下に絵がありますとおり、酒の製造場から酒屋や消費者に一旦出ていったものが返品等

で戻ってくる場合が当然ございますので、そういった場合には最初に納めていた税金を税額控除、還付する仕組みになっております。そういった考え方で採られている制度でございます。

続きまして3ページ目、輸出免税です。本件は輸出免税がメインでございますけれども、この輸出免税がどういった仕組みかというのは、基本的には製造場から移出したら課税なのですけれども、その移出のタイミングで最初から輸出する目的なのだと、つまり最初から海外に出すのだということが客観的に確実に確認できるというところを踏まえまして、それであれば、最初から課税関係が発生しないようにしようと、まさに製造場段階でしか課税関係が成立しませんので、その段階で免除するというような仕組みが採られているところでございます。

ですが、当然ながら税を免除するというところでございますので、いい加減な課税というわけには当然いかないものですから、当然ながら輸出の事実を確実に確認できるようなものとして輸出許可証、これは税関に証明していただいているものですが、そういった客観的な事実で、しかも第三者というか、そういった立場の方が確認された書類をもって証明できるという考え方の下で、適正な課税を確保するという観点から、こういった仕組みが設けられているということでもあります。

特に台雲酒造の御提案でEMSでというお話がございました。先ほど、EMSでも御自身で持ち出しの際の書類の中に品目やアルコール度数、容量などを書いていると御説明いただきましたけれども、その部分はある意味で御本人が自ら確認して書いているだけでございます。それを第三者が確認したわけではないというところがございますので、今の記載項目だけでは、言葉はよくないかもしれないのですが、いい加減な課税というわけにはいきませんので、そこは要件が一部不足しているという趣旨で現在認められていないということだと思っております。

御説明としては以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

続きまして、国税庁から御説明をお願いいたします。

○安掛主税調査官 今のお話は財務省・国税庁として御説明したので以上でございます。よろしく申し上げます。

○中川座長 分かりました。ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から御質問・御意見をお伺いできればと思います。

まだ手が挙がっていませんので、私のほうから御質問させていただきます。財務省なのか国税庁なのか分かりませんが、趣旨としましては輸出を目的としているということが判別できれば、それは大丈夫だということだと私は理解したのです。

そのときにAgnaviのビジネスモデルの中で、まさに輸出目的なのに課税をしてしまっているとか、あるいは輸出目的ということは分かっているにもかかわらず、今の酒税法のスキームに合わせるために、もう一度戻してやらないといけないというのは取引コストがか

かって非常に非効率だというような御説明をいただいて、私はそのとおりだなと思ったのです。それはAgnaviのほうで、これは輸出用だということが明確に分かるような形で整理をいただければ、それは大丈夫だということなのではないでしょうか。

それから、税関のほうで輸出をしましたというような書類というのはおそらく整えていただけたと思うのですが、それをもってして、この輸出をしたということを証明することにはならないのでしょうかということを御質問させていただきます。

○安掛主税調査官 財務省から趣旨を御説明いたします。私も事業者の話を直接聞いているわけではないので、私が知り得る限りでお話を申し上げますと、目的はそうなのかもしれませんが、具体的にお酒が輸出する用として酒蔵から出るかどうかが明確にできないというような状況もありますので、その明確性という点で、国税当局と提案者との間でこういった仕組みがあるのかというのはお話をされていたところだと承知をしております。

それから、税関で確認する書類というのは、確かに税関で出ていったものが元々酒蔵から移出された酒類と同一のものを確認するかどうかというのはまた別の話でございますので、そこがきちんと確認できるような仕組みが必要なのだろうと思っています。適正な課税という観点からは、そのように考えております。そういった趣旨の下で、今、関係者間で色々お話をされているところと承知をしております。

逆に、ご提案者からお話がございましたら。

○玄代表取締役 事業者のAgnaviの玄から御説明させていただきます。今回のケースにおきましては多分方法が二つに大別されると思っておりまして、蔵元からお酒が出されるタイミングにおいて、それを輸出するか否かというのが決まっているかどうかというのが一つの論点になると思っております。今回のAgnaviのケースで申し上げますと、事業者においては輸出するかどうかというのは蔵元から出荷してAgnaviの在庫として保有したのから、いわゆるそれを輸出するかしないかというのを判断するような形になりますので、その点、今御質問にありましたいわゆる蔵元から課税移出するか、未納税で出すかという議論においては、まず、課税移出ということを前提に今回提案させていただいているところでございます。

○中川座長 ひとまず蔵元から出す段階では不明な状態でAgnaviで引き取るので、課税をするということを前提にして今回の御提案をしているということですか。

○玄代表取締役 そうです。

○中川座長 分かりました。

落合委員、お願いします。

○落合座長代理 今の中川座長との議論の点ですが、これは酒税で納付済みということですが、この場合、一度返品をすると、明確に権利関係というか、手続が把握できると捉えられているのはどういった理由になりますでしょうか。国税庁、財務省のほうです。

○安掛主税調査官 財務省主税局からお答えしたいと思います。

先ほどの戻入れ控除のお話だと思いますけれども、これはまさにお酒の現物そのものが

最初に課税移出をした酒蔵に戻ってまいりますので、そこで現物が確実に確認できるというところがございます。そこが実際に戻ってこないと対差確認も当然できませんし、その現物が確認できるかどうかというのが大きなポイントでございまして、返品の場合は確実に物が戻ってまいりますので、それが確認できるという仕組みですので、戻入れ控除が適用できるという趣旨になっております。

○落合座長代理　ありがとうございます。

今の点の確認というのは、税務署や税関でも、どなたかでもいいのですが、公務員が確認をされているものなののでしょうか。

○安掛主税調査官　この点は、まず酒蔵が記帳義務に基づき現物を確認した上で、その申告内容が正しいかどうかを税務署側で確認をするというような仕組みになっております。

○落合座長代理　ありがとうございます。

そうすると、明確になるといっても、先ほど別な件で御説明をされていた基本的に自己申告に頼って確認されていることのように思います。これは例えば伝票等で双方に適切に処理がされているということがあれば、それでもって現物を移動することがなぜ必要なのか、第三者に確認されるわけではないので、何か必要性がよく分からないのですが、いかがでしょうか。

○安掛主税調査官　この点は納税義務者であるというところが一つ大きな違いでございます。今回の御提案は課税関係に入らない前提での御提案と承知しておりますので、その点はよろしいかと思うのですけれども、そこが大きな違いで、まさに免許制の下で本人自らが納税義務と一緒に立って確認する仕組みと、課税関係が一切ないところで証明するという話では全くバックボーンが違いますので、そこは大きな違いがあると承知しております。

○落合座長代理　ありがとうございます。

ただ、例えば伝票処理が行われているような場合は、結局何で物の現実の専有が必要なのかがよく意味が分かりません。明確に根拠を残した上で指図による占有移転をして、それを伝票上明らかにしたのを双方確認してということで、物は動かさないようにするという方法でなぜできないのか、ということがよく分かりませんが、いかがでしょうか。

○安掛主税調査官　物が具体的に返品されたかどうかというところの物の移動で課税関係が生じたり、控除の関係が成立する仕組みに今はなっておりますので、その仕組みを変えていくということになると、そこは適正な課税が確保できるかどうかというお話と併せて御議論がなされるものと承知しております。

○落合座長代理　そうすると、課税上は例えばどこかの倉庫にあって、指図による占有移転、第三者の指図とか、そういうのはこの件に限らず一切許されないということなのでしょうか。

○渡邊企画調整官　基本的には物があるかどうかによって課税関係が決まると思っていまして、それについて例えば権利関係であるとか占有関係が変わったとしても酒類が製造場にあるうちは課税関係が発生しない、そこから移出されるときに課税関係が発生すると考

えております。

○落合座長代理 これは物のところのほうをおっしゃられているのですが、なぜそこになっているのかというのが、そうすると、倉庫とかそういうのは認めていないということでしょうか。倉庫で保管だとかということです。

○渡邊企画調整官 物の引き渡しがあった段階で、製造場から移出された段階で課税関係が発生するというように取り扱っています。ですので、例えば輸出取引だということになったとしても、外国の方に契約等で販売したとしても、物が動いていない以上、課税関係は発生しないという御説明で御理解いただけるとありがたいです。

○落合座長代理 そうすると、国際的な点で言いますと、最終的に税が発生するかどうかは輸出するかどうかだとは思いますが、その部分について最終的に日本国内から出るタイミングについては、おっしゃっていただいたところではあるのですが、ここで、移転でいいのでしょうか。

もう一つあるのは、例えば蔵元の出先があるとしたら、どのように考えられるのでしょうか。蔵元の営業場所というのは、出先のもの、工場にあるという、観念的に考えたらそれはどうなるのでしょうか。隣に一部流しているような状況だったりする場合です。

○渡邊企画調整官 蔵元というと製造場から移出されるときに、蔵元の事業所に運び込んだときはどうなるのかという御質問でよろしいですか。

○落合座長代理 蔵元が充填工場の中に場所を借りているような状況があったりしたら、そこに移すとどうなるのでしょうか。

○渡邊企画調整官 例えば製造場から蔵元が設置している販売所であるとか、その他の工場に酒類が移出されたときには課税関係が発生しますので、自己の設置した事業場かどうかということではなくて、製造場から移出された段階で課税関係が発生します。

○落合座長代理 そうすると、蔵元に戻るかどうかではないということなのですね。

○渡邊企画調整官 ですので、権利義務の関係であるとか占有がどこかということよりは物がどこにあるかというところで課税関係の取扱いが決まっています。

○落合座長代理 ただ、物がというか、元の場所との関係で色々おっしゃられているので、物だけを言われているわけではないように思うのですが、いかがでしょうか。

○渡邊企画調整官 そういう意味ですと、どこからどこにというよりは、製造場から移出されたときに基本的には原則課税される。その課税がされない場合については限定列挙されている。それは冒頭に主税局のほうから御説明させていただいた内容で、製造場から移出される際には、権利関係であるとか占有が誰かということは関係なしに課税関係が決定される、そのようになっております。

○落合座長代理 分かりました。限定列挙されているのは、どういう場合に限定列挙されているというコンセプトなのでしょうか。

○安掛主税調査官 酒の移出先につきましては、まさに移出先がきちんと確認できるかどうか、これは事前に税務署で承認を与える等、一定の場所を蔵置場として認められるかど

うかといったところで、実際に確認できる場所として列挙しているものでございます。

○落合座長代理 そうすると、この加工業者のほうは、この場所をそういう形で整備するということは難しいのでしょうか。

○安掛主税調査官 まさに今、そのことを御議論されているところで、ただ、中身を具体的に明確に管理するとか、確認するとか、もしくは納税義務者になっていただいて、納税義務が生じた上で税の還付を受ける立場になっていただくとか、そういったところで今は御見解が色々分かれていると聞いております。もし、そこは歩み寄れるところがあったりすると、また少しお話が違うのかもしれませんが、また、そこは今の制度の中でどこまでビジネスモデルと合った形でできるのかということころは、まだ色々お話をされているところと聞いておりますので、その中身次第かと思っております。

○落合座長代理 ありがとうございます。

そうすると、歩み寄れるということころは、国税庁としてはどこのところなのでしょう。

○渡邊企画調整官 この場でどうこうと申し上げることはなかなか難しいのですが、Agnaviを含めて検討していきたいと思っています。

○落合座長代理 先ほど議論されていたお話のところも、制度自体がやや硬直的に運用されすぎているように思いますし、この部分についても形式的に例えば何かを設置したり、免許を取ったりということがあっても、結局は同じ場所でやられているという話ではあります。こういう輸出自体を行っていくという前提であれば、結局例外要件のところをもう少し実質的に運用できるような形にさせていただくことが必要だと思います。ここは元々の物だけで把握することがどうなのかはありますが、いずれにしても、ここの部分についてはしっかり議論をしていただいて、我々としてもその上でフォローアップしていくことが必要かと思いました。

私のほうは一旦以上です。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、堀天子委員、お願いします。

○堀（天）委員 時間が限られているので端的に、台雲酒造合同会社への御質問です。今回EMSを用いてお酒を輸出しようとする場合、消費税と酒税の免税を受けるために、税関のほうでEMSと商品の現物を確認してもらってから発送するとなると、かなり遠方から行くとなると3時間半以上かかるという説明もありましたが、税関ではどういう手続、どういう確認を受けて証明書の発行を受けているのでしょうか。1回の手続で3時間以上かかりますというのは、移動距離も含めてという趣旨かと思うのですが、されている発送手続の中身がもう少し分かるかと思いました。

国税庁に対してはEMSでの輸出というものは小規模事業者の輸出促進にとって、これを認めていくということは重要な課題だと承知しております。消費税は郵便の書類でも還付ができると聞いておるのですが、酒税でも同様の運用が可能かどうかということについて御検討いただける状況なのかどうか。

その2点を伺いしたいです。

○中川座長　お願いします。

○陳代表社員　台雲酒造の陳です。この前に一遍だけやりましたので、まず、荷物を税関に、38分は高速を使った時間なので実質片道でも1時間くらいかかる距離です。税関に入ったら封をする前に全部税関の方に見せて、その場で封印して郵便局に持ち込んで発送をして、荷受票を税関に持ち帰って免税付表に印鑑を押してもらって、それで記録になるのです。

この前持っていったときも、税関もこれをまたやりますか、何回も来るか、要は色々聞かれて、余計な仕事されているという感じがします。それに量が多いと、例えばこの前発送した6箱、それで郵便局で約30分かかったのです。今、ここに参考資料としてはEMS一本の発送で2,800円の運賃がかかります。それで72円の酒税を逃すため、2,800円も払ってそんなに距離を走るのはどう計算してもおかしいということです。

だから、実質、うちは酒税だけなのです。輸出なので消費税は蔵元製造者から出しているから、消費税は最初から存在しなかった。酒税だけの免除という話です。うちの酒はどこに行くとか、酒税官が定期的に立ち入れて帳票は検査されているので、行き先も全て記録されています。

以上です。

○堀（天）委員　ありがとうございます。

そうすると、中身がある程度送り状から分かれば、必ずしも税関まで行って中を確認してみたいところは不要ではないかという御提案かもしれないと思うのですが、国税庁はいかがでしょう。

○渡邊企画調整官　なかなかお答えしづらいのですが、消費税の例を最初挙げただいたので、消費税であれば取引金額、その取引が実際にあるということが確認されて、その金額が確認できれば基本的には課税上は確認ができると考えていますけれども、酒についてはどういった品目で、どういったものを送ったか、中身が何であったかということが重要になってくるところで確認がもう一段上に必要になってくると考えております。

台雲酒造の場合ですと、輸出用の物以外の事業というのがどういったところかによるのですが、色々な事業者の方がいらっしゃいますので、そういった一律の制度で考えるときには、どういったものをどこに売ったのかということをきちんと確認する必要があると考えています。

○堀（天）委員　一定の帳票を付けることとか、定期的に立ち入りで確認をされるとか、何か代替的なもので一件一件の確認をもう少し簡略化されるとか、何か認定制度を用いるということでもよいかもしれません。もう少し合理化を御検討いただけると、輸出業者としては二重課税みたいなリスクとの関係で、原則それは避けるべきだろうと思うので、何か制度上の手当てをいただけるのがいいのかなと思いました。

○中川座長 今回の質問に関して追加でお聞きしたいのですが、先ほどEMSの帳票については台雲酒造が書いたもので、それが第三者的に証明されたものでないからというお話があったように思うのですが、先ほど落合委員とのやりとりで、戻入れの場合は蔵元自身が確認をする。それは納税義務者が確認をするのだから大丈夫なのだという話がありましたが、台雲酒造は多分納税義務者として振る舞っていらっしゃるのかなと思ったのですが、その場合に納税義務者である台雲酒造が書いたEMSの帳票について、それは戻入れのときに蔵元のほうで申告をすることと何が違うのかというのが分からなかったのですが、教えていただければと思います。

○安掛主税調査官 先ほどは返品のお話でございました。それは返品する相手がございます。相手方も確認できますし、受け入れた酒蔵も確認できます。今回の輸出の場合は一方的に送るだけになりますので、その送った相手方がいません。そういった中で、税関がその代わりになって確認をしていただいている。ここが大きな違いでございます。

以上です。

○中川座長 では、納税義務者が確認するかしないかということが重要だということではないということですか。

○安掛主税調査官 中身が適正に確認できる、適正な課税が確保できる仕組みとして客観性が必要だということになります。その取引に応じて、その客観性の確認の仕方がそれぞれあるだろうと思っております。

○中川座長 EMSを送った相手が確認できれば、それはそれでよろしいということでしょうか。

○安掛主税調査官 まさに今回のEMSですと、繰り返し国税庁から申し上げているとおり、一部中身に関する事項が確認できていない状況でございますので、そこをどうやって確認するのかというのが今回のポイントなのだと思います。そういったことを確認できる仕組みが、果たしてどこで確認できるのか、それはどこの機関が行うのか、そういったところが大きな課題だろうと思っております。

○中川座長 一部確認できていない事項というのは、私は今このワーキングでは承知できていないのですけれども。

○安掛主税調査官 税率の適用区分といった具体的な中身です。その中身が清酒なのかどうか、具体的にアルコール度数が何度のもので、税率区分がこういったものなのかということを税関で確認をしているわけです。

○中川座長 そういうことを確認すればいいのだというお話については、台雲酒造とやりとりをしていただいているということなのですか。

○安掛主税調査官 私は直接の担当ではないので、今回は制度の御説明の担当として、制度の趣旨として申し上げているところでございます。

○中川座長 分かりました。

落合委員、お願いします。

○落合座長代理　今伺っていました、改めて戻りのときは課税事業者が確認するというのでよくて、EMSの場合は課税事業者の確認というものではないというのは、どこの部分によるのでしょうか。どういう違いがあるのでしょうか。

○安掛主税調査官　その取引には必ず相手方がありますので、その相手方がいるかどうかというのが違いではないでしょうか。

○落合座長代理　ただ、確認しているのは本人というか、戻りのときも徴税事業者が自ら目録を付けるわけですね。

○安掛主税調査官　そうです。その取引の相手方につきましても、税務署側で確認ができることが担保されているということでございます。

○落合座長代理　そうすると、中身を第三者、また別な人が確認していて徴税義務者がいれば、一応構造はEMSの場合と同じになりますよね。

○安掛主税調査官　誰かが確認できるということになれば、まさに郵便局ができるのかどうかといったことになりますが、同じ形になります。物は海外に出ていってしまいますので、海外に出ていく前のタイミングにおいて、どこで確認ができて、それが税務執行上、適正な課税が確保できる証拠となるかどうかというところが論点になるのだらうと思います。

○落合座長代理　ありがとうございます。

そこは誰かがというところがあると思いますが、最後に全体的な部分として、今回の制度自体、元々これは一つの体系として昔に整備されたものだと思いますが、物だけで見て、実態の権利関係を見ていないだとか、そういうのは今の取引の実務に全く合っていないような制度であるように思っております。それによって、結果として二重徴税が出てしまうというような実務になってしまって、これが国際的な酒の輸出を阻害していることになっていると思われま。必ずしも今回出てこられたような方々だけではなくて、例えば商社などのような方々も苦勞されているような話ではないかと思ひます。

その意味では、体系自体を完全に変えることになる、その大変さ自体は我々もよく分かりますので、直ちに体系自体をということではないとは思っております。昔できたもので縛って事業をできなくしていくことは、日本の規制改革を見ていると最大の悪いくせと言ひますか、しかもこれは日本国ができたときからずっとある法律なわけでもないわけです。現代的に工夫ができるような形で、むしろ税の公平性についておっしゃられている部分もありますが、実務的に二重課税になるような設計にせざるを得なくなる、そういう設計をしているのはむしろ不公平、新しいことをしようとしている方に対して不公平ではないかと思ひます。

もう少し事業者の方々ともしっかりと議論して、正面から変えるのは難しそうなことはよく分かりましたが、一方で、例外要件などは元々整備されていたり、色々な工夫の余地もあると思ひますので、そういったところを探っていただけないかと思っております。これは意見です。

○中川座長　ほかに発言求める方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、落合委員にまとめていただいたのがそのままですけれども、今日のヒアリングを経まして、税の今の体系がどうなっているかということについて理解が進んだと思います。ただ、酒の輸出に関しましては政府としても進めている、日本経済にとっても重要なことだと思いますので、そのビジネスモデルの実態というものと今の税法の建前というものがかなり乖離しているというような印象も持っております。

やりとりの中で、税法の今の建前というものについて、ビジネスの実態に近づくというようなお答えはあまりいただけていないように思うのですが、実際に現場同士でやりとりをされているというようなお話もあって、その中で歩み寄れる部分もあるかもしれないというようなお話がありました。是非税法の体系を今ガラポンで何とかしようということをお願いしているのではなくて、今の日本酒の輸出のビジネスモデルによりフィットしたような運用の仕方を考えていただきたいということを私どもとしてはお願いしているつもりでございます。ですので、是非現場同士で話を進めていただいて、その進捗状況ですとか結果を改めて国家戦略特区ワーキンググループヒアリングの中で御報告いただくようお願いしたいと思います。

御発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

いらっしゃいませんでしたら「日本酒の輸出拡大に向けた規制緩和」に関します国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを終わりたいと思います。

関係者の皆様、ありがとうございました。